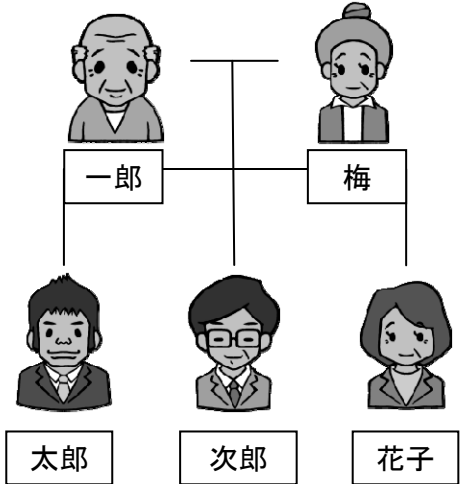


# 今から始める相続対策！

## 1. 生前贈与をしましょう

では、ひょうご家の相続に対する取り組みにスポットを当てて相続対策について考えていきましょう。

 <p>一郎 梅 太郎 次郎 花子</p>	<p>一郎の資産 12億</p> <p>生活状況 一郎と梅は、太郎の家族と同居（生計一） 次郎は、結婚して別居 花子は、結婚して別居 太郎は妻と子の3人家族</p>
---	--

Q 1

“相続対策には贈与が有効”と聞いたことがあるけど、贈与税って具体的にはどのように計算するの？  
本当に有効なの？



A 1 有効です！ 贈与税は、次の計算式に従って計算します。

$$\text{（もらった財産の金額} - \text{基礎控除額} \text{）} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$$

もらった財産の金額が年間110万円以下なら贈与税はかかりません。効果的な相続対策のうち、もっとも代表的な方法です。



#### ◆ 贈与税の計算のしくみ

贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間に財産をもらった人にかかる税金です。贈与により財産をもらった人は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までに税務署に申告・納税をしなければなりません。

#### ◆ 具体的な計算のしかた

太郎が、一郎から300万円、梅から200万円の現金をもらった場合

$$(300 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円}) - 110 \text{ 万円} = 390 \text{ 万円} \leftarrow \text{課税される金額!}$$

$$390 \text{ 万円} \times 20\% (\text{税率}^{\ast}) - 25 \text{ 万円} (\text{控除額}^{\ast}) = 53 \text{ 万円} (\text{贈与税額})$$

※贈与税の税率と控除額は62ページを参照してください。

#### ◆ 現金を贈与する場合の注意点

贈与の証拠を残しましょう。現金を手渡しで贈与するのではなく、もらった人の普段使っている通帳に振り込みましょう。また、贈与証書を作成し、贈与税の申告をしましょう。生前贈与を、広く（多くの家族に）・薄く（少ない金額で）・長く（計画的に）行うことが、もっとも効果的に相続対策を行える方法です。計画的に相続税の節税をしていきましょう！

#### ◆ 相続開始前3年以内の贈与

相続により財産をもらった相続人が、相続開始から3年前までに贈与によりもらった財産は、相続財産に加算することになり相続税がかかります。相続人でない場合には加算はありませんので、相続間近な場合は、孫や嫁に贈与しましょう。

#### ◆ 預金の名義を他人に変えれば相続対策になると思いませんか？

例えば、お父さんがお子さんの将来を考え、お子さんの名義で毎年定期預金をしていましたが、お子さん本人がそんな預金があることを知りませんでした。この場合、単に預金の名前を変えただけで、お子さんは財産をもらったことにはならず、いつまでたってもお父さんの財産ですので、お父さんの相続財産として相続税がかかります。これは預金に限らず、保険や株式でも同じことが言えます。贈与を行う場合には、家族でよく話し合ってから行っていきましょう。



## 生前贈与は、計画的に！



- ① 一人年間 110 万円までは、贈与税はかかりません！
- ② 贈与は、「あげます。」「もらいます。」の意思確認があつて初めて贈与です！財産の名義を変えるだけでは、贈与とは言えません！要注意です。

### ～マイホーム取得資金の贈与の非課税～

平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母から、マイホームの購入資金を贈与された場合は年齢などの一定の要件を満たした場合、基礎控除とは別に、下記の贈与税の非課税枠が認められます。

#### マイホーム取得資金の贈与の非課税枠

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
省エネなど一定の住宅	1500 万円	1200 万円	1000 万円
上記以外の住宅	1000 万円	700 万円	500 万円

### ～相続時精算課税制度の適用は慎重に～

相続時精算課税制度とは、贈与する親が 65 歳以上、贈与される子供が 20 歳以上であることが要件で、2500 万円までは非課税で贈与を選択することができる規定で、名前の通り、相続税の申告の際に足し合わせて精算する必要があります。なお、2500 万円を超える贈与をした場合には、その超えた部分に 20% の贈与税がかかります。

この特例を一旦選択した場合は、年間 110 万円の非課税枠の通常の贈与税には戻れず、計画的な贈与ができなくなるため、相続税がかかる方にはお勧めできません。

例：一郎と太郎の間で相続時精算課税制度を選択した場合、選択後における一郎から贈与される財産はすべて相続時精算課税制度で計算しなければならず、一郎が亡くなった時、選択後に贈与された財産をすべて相続財産に含めて相続税の計算をすることになります。

ただし、梅と太郎の間で、相続時精算課税制度の選択をしていなかった場合には、梅から贈与された財産については、通常の贈与税で計算することになるうえに、梅が亡くなった時、その相続時精算課税制度を適用はありません。また、一郎と次郎・花子との間で、相続時精算課税制度の選択がなかった場合には、一郎と太郎の間で相続時精算課税制度の選択があったとしても、その適用はありません。